


運転免許を返納したい

○免許証の有効期限内（免許有効中）

運転免許センター、警察署で返納手続きができます。
予約をすれば、交番駐在所でも受付できます。

*返納に必要なもの

- ・運転免許証
 - ・本人が手続きに行けない場合
委任状（返納者本人が書いたもの）
代理人の身分証明書
- 

○免許証の有効期限が切れた（免許失効中）

有効期間中の免許でなければ返納できません。
運転経歴証明書は失効後5年以内であれば申請できます。

○亡くなった家族の免許証を返納したい

返納方法については、運転免許センター又は警察署にお
問い合わせください。

県南運転免許センター 0197-44-3511

奥州警察署 0197-25-0110